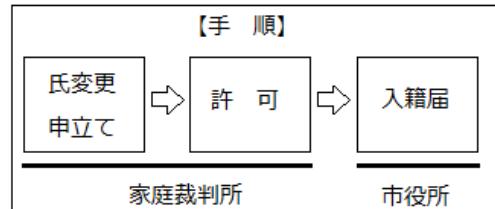


離婚後に自分の戸籍へ子を入れるためには？

1 まずは家庭裁判所へ「子の氏変更許可申立て」をしてください。

【氏変更の申立てをする人】

- ・子が15歳未満のときは、法定代理人（親権者）
- ・子が15歳以上のときは、子本人



【申立てに必要なもの】

- ① 申立書・・・・・・家庭裁判所で入手または家庭裁判所のホームページからダウンロード
- ② 子の戸籍謄本・・・氏を変更する子の戸籍謄本1通
- ③ 親の戸籍謄本・・・子が新たに入籍する親の戸籍謄本1通
- ④ 印鑑・・・・・・・子が15歳未満のときは、法定代理人（親権者）の印鑑
・・・・・・・子が15歳以上のときは、子本人の印鑑
- ⑤ 手数料・・・・・・・収入印紙800円分（子1人につき）
連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）

※本人確認をする場合があります。

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険の資格確認書、学生証等をお持ちください。

【申立裁判所】 名古屋家庭裁判所 岡崎支部（知立市管轄）

- ・所在地 岡崎市明大寺町奈良井3
- ・受付時間 月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後5時
- ・電話番号 0564-51-8950（直通）
- ・裁判所HP <http://www.courts.go.jp/>

2 許可がおりましたら市民課へ「入籍届」を提出してください。

【入籍届に必要なもの】

- ①審判書の謄本（許可がおりると家庭裁判所から交付されます。）
- ②入籍届出書

氏が変わる場合で、以下のものをお持ちの方は市役所で手続きが必要です。

- ・国民健康保険の資格確認書、子ども医療費受給者証（1階②窓口 国保医療課）
- ・マイナンバーカード（1階①窓口 市民課）

【問合せ先】 知立市役所 市民課 0566-95-0152（直通）

令和7年12月現在